

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹後市長 中山 泰

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	峰山町五箇地区 (鱒留集落、久次集落、二箇集落、五箇集落) (二箇団地、五箇団地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水田では水稻を中心に、認定農業者や集落営農組織、機械共同利用組織を中心に集積を図りつつ、作業受託組織や各個人農家の協働による水稻栽培が行われている。

・国営開発農地では、認定新規就農者や認定農業者が中心となって加工契約野菜を中心に大規模で栽培している。

・特に水田において、担い手の高齢化と後継者不足により、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田では水稻栽培を中心に、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、収量増や生産コスト低減を図ると同時に、段階的に特別栽培米や有機米へ切り替え団地化と需要に応じた高価格化を目指す。

・水稻は系統出荷のほか、歴史などの地域性を前面に打ち出したブランド化に集落単位で取り組み、販売単価向上による所得増加を目指す。

・国営開発農地では、市内で産地化を目指す甘藷の反収増加に取り組むほか、加工野菜の安定生産を行い持続可能なかつ高収益の農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的に農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、更に水田においては水系上流の農地も耕作状況の如何を問わず保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会による利用状況や意向調査等に基づき、認定農業者や中核的な担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。 また、月の輪田や比沼麻奈為神社、乙女神社に代表される稲作に関連する歴史を持つ地域のため、地域で統一した米作りとブランド化を進める点からも農地集約を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の全集落で農地中間管理機構を活用しており、長期にわたって集約化した農地の貸借を行うことで担い手の安定経営につなげていく。農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議して解決に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
二箇集落で農業農村整備事業を活用し排水路整備を行うほか、地区内の地権者、担い手等と十分調整のうえ、将来的に農地の大区画化を検討する。 国営五箇団地では今後の生産性の維持に向け水源の安定供給が課題であり、引き続き団地管理組合、営農組織と改善に向けて不断の協議を行い、具体的な基盤整備の必要性がある場合は、担い手と関係機関が解決に向けて取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
国営農地では経営力のある農業法人の参入を進め、地域との調和を図りながら地域住民全体で営農基盤・体制を整備し、農地保全とともに稼げる農業の実現と雇用創出や地域活性化につなげる。 水田においても地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻では作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業や二箇地域内のJAライスセンターへの乾燥調整作業の委託も活用しながら、特に近年猛暑化する夏場の重労働の回避、設備投資・更新の負担軽減を行い、水稻作の継続を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②市の有機農業認証制度や有機JASの取得を目指し、段階的に取り組んでいく。
- ③共同利用により設備投資負担を最小限に抑えながら最新技術を積極的に導入し低コスト化を目指す。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑧井堰や用水路の点検、修繕を行い利用の継続を図るとともに、老朽化した井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩中山間地では規模拡大を目指さず、現在の農地の維持を目標に耕作を行い後継者探しを行う。